

出願意匠「卓上敷マット」拒絶審決取消請求事件：知財高裁平成 30(行ケ)10147・平成 31 年 4 月 18 日（2 部）判決〈請求棄却〉⇒特許ニュース No. 14940

【キーワード】

公然知られた意匠からの容易創作（法 3 条 2 項）、引用意匠の範囲（公然知られた意匠とは？）、意匠法 3 条 2 項の改正法案

【事案の概要】

本件は、意匠登録出願拒絶査定不服審判請求に対する不成立審決の取消訴訟である。争点は、下記 2 の意匠登録を受けようとする意匠が、下記 3 の意匠 1 及び意匠 2 の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合（以下、形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合を「形態」ということがある。）に基づいて容易に創作をすることができたかどうか（意匠法 3 条 2 項）である。

1 特許庁における手続の経緯（乙 1 6，弁論の全趣旨）

原告（高山商事株式会社）は、平成 2 8 年 4 月 2 2 日、下記 2 の意匠について意匠登録出願をしたところ（意願 2 0 1 6 - 0 0 8 9 2 0 号。以下「本願」という。）、平成 2 9 年 4 月 6 日付けで拒絶査定を受けたため、同年 7 月 1 4 日、拒絶査定不服審判を請求した（不服 2 0 1 7 - 1 0 5 8 8 号）。

特許庁は、平成 3 0 年 8 月 2 7 日、「本件審判の請求は、成り立たない。」との審決をし、その謄本は、同年 9 月 1 8 日、原告に送達された。

2 本願意匠

本願の意匠登録を受けようとする意匠（以下「本願意匠」という。）は、別紙第 1 のとおりである（乙 1 6）。

3 審決の理由の要点

(1) 本願意匠

本願意匠の意匠に係る物品は「卓上敷マット」であり、その形態は、以下のとおりである。

ア 全体の構成態様

全体は、平面視略横長長方形（縦横比は約 1 : 1. 7）のシート状であり、長手方向に多数敷かれた真菰が略等間隔の 5 本の糸で短手方向に編まれて、外周縁に細帯状の化粧縁布が設けられている。

イ 編み糸の色彩

編み糸の色彩は平面視左から緑、赤、白、紫、黄である。

ウ 化粧縁布の模様

化粧縁布には濃緑色の地に金色の亀甲文様が配されて、その亀甲中央に金色の菱紋状模様が表されている。

(2) 意匠 1

意匠 1（別紙第 2 の 2 頁に掲載。3 頁は拡大図）の意匠に係る物品は、机の

上に敷かれた「マット」であって、真菰で形成されており、その形態は以下のとおりである。

ア 全体の構成態様

全体は、平面視略横長長方形（縦横比は約1：1.8）のシート状であり、長手方向に多数敷かれた真菰が略等間隔と推認される5本の糸で短手方向に編まれて、外周縁に細帯状の化粧縁布が設けられている。

イ 編み糸の色彩

編み糸の色彩は、別紙第2の1頁によると左端寄りに緑（載置されたハス葉の上に現れている）、中央から右に白、赤、黄であり、別紙第2の2、3頁によると右端寄りに緑、その左が紫であるから、別紙第2の1頁の置き方によると、平面視左から緑、紫、白、赤、黄の順に並んでいる。

ウ 化粧縁布の模様

化粧縁布には濃緑色の地に金色の亀甲文様が配されて、その亀甲中央に金色の菱紋状模様が表されている。

(3) 意匠2

別紙第3の意匠2に係る物品は、盆飾りを載せる「盆莫菴」であり、その形態は、以下のとおりである。

ア 全体の構成態様

全体は、平面視略横長長方形（縦横比は約1：1.8）のシート状であり、長手方向に多数敷かれた真菰が略等間隔の5本の糸で短手方向に編まれて、外周縁に細帯状の化粧縁布が設けられている。

イ 編み糸の色彩

編み糸の色彩は平面視左から緑、紫、白、赤、黄である。

ウ 化粧縁布の模様

化粧縁布には濃緑色の地に金色の亀甲文様が配されて、その亀甲中央に金色の菱紋状模様が表されている。

(4) 創作容易性の判断

ア 「自由な発想から問題解決を行う」ことをポイントにして、「単一の業界展示会では成しえない、業種の垣根を越えた新たな出会いがある、価値ある見本市」を標榜する「東京インターナショナル・ギフト・ショー春2016」や「東京インターナショナル・ギフト・ショー春2015」などのような異業種交流の見本市や展示会では、テーブル掛けなどの物品分野のものだけでなく、慶弔用品も併せて出展されている。そして、①このような見本市などにおいて、慶弔用品の業界や、「卓上敷マット」を含むテーブル掛けなどの物品分野の業界が出会い、交わる可能性があること、②「卓上敷マット」を含むテーブル掛けなどの物品分野の当業者は、上記見本市などをよく訪問し、慶弔用品に触れる機会が多いといえることからすると、「卓上敷マット」を含むテーブル掛けなどの物品分野の通常知識を有する者（以下「当業者」という。）が、慶弔用品の形態に基づいてテーブル掛けなどの物品分野の意匠の創作をす

ることは容易である。

イ 慶弔用品の物品分野において、**意匠1**のように、机（経机など）の上に敷くマットとして真菰で形成されたものを使用することは、本願の出願前に広く知られていたと認められるから、テーブル掛けなどの物品分野の当業者が、「卓上敷マット」について真菰で形成されたものを創作することが困難であるとはいえない。

ウ そして、本願意匠に見られるような、全体を平面視略横長長方形のシート状にして、長手方向に多数敷かれた真菰を略等間隔の5本の糸で短手方向に編み、外周縁に細帯状の化粧縁布を設けて、編み糸の色彩を平面視左から緑、紫、白、赤、黄の5色とし、化粧縁布の地を濃緑色にして金色の菱紋状模様付き亀甲文様を配した形態は、**意匠2**のとおり、本願の出願前に公然知られている。

エ 本願意匠は、**意匠2**の形態に基づいて、①全体の縦横比を約1：1.8から約1：1.7に調整し、②編み糸の色彩の順序を平面視左から緑、赤、白、紫、黄に変更したものであるが、前者については、テーブル掛けには様々な縦横比のものが存在することを踏まえると、テーブル掛けなどの物品分野の当業者にとってテーブル掛けの縦横比を若干調整することは容易であり、そこに格別の創作性を見いだすことはできない。後者についても、テーブル掛けには様々なカラーバリエーションが存在することを踏まえると、本願意匠の構成要素である編み糸の色彩を適宜変更することはありふれた手法であるというべきであり、また、両意匠の色彩が同じ5種類であることに変更はなく、**意匠2**の編み糸の配列に基づいて、左から2番目と4番目の編み糸の色彩を交換することが特別な創作であるということとはできない。

オ したがって、本願意匠は、「卓上敷マット」を含むテーブル掛けなどの物品分野の当業者が**意匠1**及び**意匠2**の形態に基づいて容易に創作することができたものである。

【判 断】

1 意匠法3条2項について

意匠法3条2項は、物品との関係を離れた抽象的なモチーフとして日本国内又は外国において公然知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合を基準として、それからその意匠の属する分野における通常の知識を有する者（当業者）が容易に創作することができた意匠でないことを登録要件としたものであり、上記公然知られたモチーフを基準として、当業者の立場からみた意匠の着想の新しさや独創性を問題とするものである（最高裁昭和45年（行ツ）第45号同49年3月19日第三小法廷判決・民集28巻2号308頁，最高裁昭和48年（行ツ）第82号同50年2月28日第二小法廷判決・裁判集民事114号287頁参照）。

2 本願意匠の認定

本願意匠は、別紙第1に記載されたもので、審決が認定した前記第2の3(1)のとおりのものであると認められる。

3 意匠2の認定

意匠2は、別紙第3に記載されたもので、審決が認定した前記第2の3(3)のとおりのものであると認められる(乙18)。

4 本願意匠と意匠2の対比

(1) 前記2, 3からすると、本願意匠と意匠2は、以下の点において共通する。

ア 全体は、平面視略横長長方形のシート状であり、長手方向に多数敷かれた真菰が略等間隔の5本の糸で短手方向に編まれて、外周縁に細帯状の化粧縁布が設けられている点。

イ 前記化粧縁布には濃緑色の地に金色の亀甲文様が配されて、その亀甲中央に金色の菱紋状模様が表されている点。

(2) 前記2, 3からすると、本願意匠と意匠2は、以下の点において相違する。

ア 平面視略横長長方形の縦横比について、本願意匠は、約1:1.7であるのに対し、意匠2は、約1:1.8である点(相違点1)。

イ 短手方向に編まれた5本の編み糸の色彩について、本願意匠は、平面視左から緑、赤、白、紫、黄であるのに対し、意匠2は、平面視左から緑、紫、白、赤、黄である点(相違点2)。

5 創作容易性についての判断

(1) 意匠1及び意匠2の形態を、本願意匠に係る物品である「卓上敷マット」に転用することについて

ア(ア) a 証拠(乙3, 4, 17)及び弁論の趣旨によると、別紙第2記載の意匠1は、審決が認定した第2の3(2)のような形態であり、本願の出願日前に慶弔用品の分野において、真菰を並べて形成されたマットを仏壇の前に置かれた経机や小机の上に敷くことは広く知られていたものと認められる。

b 原告は、審決が、真菰を並べて形成されたマットが一般的な机の上に敷かれることが広く知られていると認定したのが誤りであるとするが、審決は、その13頁14~16行目で、「机(経机など)の上に敷くマットとして真菰で形成されたものを使用することは、慶弔用品の物品分野において本願の出願前に広く知られている」と認定しているから、審決のいう広く知られている対象となる「机」は一般的な机ではなく、「慶弔用品」である「経机」などを指すことは明らかである。

したがって、原告の上記主張はその前提を欠いている。

(イ) 証拠(乙18)及び弁論の全趣旨によると、意匠2が記載された意匠公報は、平成14年8月26日に発行されており、意匠2に係る物品である「盆莫蔭」の形態は、本願の出願日前に公然知られていたと認められる。

イ 次に、本願意匠に係る物品である「卓上敷マット」の物品分野の当業者が、慶弔用品の分野における意匠1及び意匠2の形態を「卓上敷マット」に転用することを容易に想到するかどうかについて検討する。

(ア) 「卓上敷マット」は一般のテーブルや机に敷かれるものを含む日常生活に用いられる物品である一方、証拠(乙2～4, 17, 18)及び弁論の全趣旨によると、意匠1の「マット」や意匠2の「盆莫菴」は、現在では主として盆の時期に精霊棚や仏壇の前に置く経机や小机の上に敷き、上に位牌やお供え物などを置く慶弔用品の分野の物品であり、その物品分野は「卓上敷マット」とは異なるものである。

しかし、いずれもテーブルや机という「卓」(乙1によると、「卓」にはテーブルや机が含まれると認められる。)の上に敷かれて使用されるものであるという点でその用途が共通している。また、意匠1の「マット」や意匠2の「盆莫菴」の形状は、いずれも「卓上敷マット」と同じマット状であり、上に物を載置することができる点においてその機能が共通している。

(イ) そして、証拠(乙5～8, 12～15)及び弁論の全趣旨によると、本願の出願日前において、「盆莫菴」のような慶弔用品と「卓上敷マット」を含むテーブル掛けなどの物品が、同一の見本市などに出品されることがあり、「卓上敷マット」を含むテーブル掛けなどの物品分野の当業者が、「盆莫菴」のような慶弔用品の形態に接する機会は十分あったものと認められる。

(ウ) 以上を考え併せると「卓上敷マット」を含むテーブル掛けなどの物品分野の当業者は、物品分野は異なるものの、意匠1から着想を得て、真菰を並べて形成された「卓上敷マット」を想到し、更に真菰を並べて形成された慶弔用品の「盆莫菴」である意匠2の形態を本願意匠に係る物品である「卓上敷マット」に転用することを容易に想到することができたと認められる。

なお、「卓上マット」を含むテーブル掛けなどの物品分野と「盆莫菴」などの慶弔用品の物品分野では、常に物が載置されるかどうかや一定の時期にのみ使用されるかどうかの違いがあるとしても、これらの違いは、上記認定の用途や機能の共通性に比べるとささいな違いというほかになく、上記判断が左右されることはない。

ウ 原告は、①「盆莫菴」と「卓上敷マット」とは、用途や機能が異なっていて非類似であること、②意匠1や意匠2のような真菰で形成されたマットは、慶弔用品で仏具の上に敷かれるものであるところ、日常生活で使用されている机に慶弔用品を祀ることは、浄・不浄の概念からもあり得ないこと、③前記ギフトショーについての審決の論理を前提とすると、百貨店などあらゆる商品が同スペースで展示されていることから、全てのあらゆる物品分野間で創作容易性が肯定されてしまうこと、④自らの商品デザインにつき異業種商品のデザインを盗用することは信義に反すること、⑤慶弔用品としての真菰で形成された「盆莫菴」に接した取引者、需要者は、「盆莫菴」の上にあるお供え物に注

目することなどを理由として、「盆莫蔭」についての形態を「卓上敷マット」に転用することを考えないと主張する。

(ア) 上記①について、前記1で説示したとおり、意匠法3条2項は、物品との関係を離れた抽象的な公然知られたモチーフを基準として、当業者の立場からみた意匠の着想の新しさや独創性を問題とするものであるから、物品が非類似であることが直ちに創作が容易でないことに結びつくものではない。

そして、本件で転用を容易に想到できることは前記イのとおりである。

(イ) 上記②について、原告の主張は、「盆莫蔭」が慶弔用品であって、宗教的感情によって転用が妨げられるというものであると解されるが、証拠(乙2)によると、「盆莫蔭」について、かつては、「丁半博打で、壺を伏せる場所へ敷くござ」という慶弔用品以外の用途もあったと認められる上、前記イ(ア)認定の用途や機能の共通性に照らすと、宗教的感情によって当業者における意匠1及び意匠2の形態の転用が妨げられるとは解されない。

(ウ) 上記③について、前記イの判断は、見本市などにおいて、慶弔用品と「卓上敷マット」を含む物品が出品されていることのみを理由とするものではなく、前記イ(ア)認定の用途や機能の共通性も理由としているから、全てのあらゆる物品分野間で形態の創作容易性が認定されてしまうことにはならない。

(エ) 上記④について、本願意匠に創作容易性を認めたからといって、デザインの盗用を認めることにはならず、デザインの盗用とは関係がない。

(オ) 上記⑤について、創作容易性の基準となるは取引者、需要者ではなく、「卓上敷マット」を含むテーブル掛けなどの物品分野の当業者であって、その視点や着眼点が取引者、需要者と同じとはいえず、また、当業者において転用を容易に想到できることは前記イのとおりである。

(カ) 以上からすると、原告の上記主張は採用することができない。

(2) 相違点1, 2についての判断

前記(1)のとおり、意匠2の形態を本願意匠に係る物品である「卓上敷マット」に転用することは容易であると認められるから、次に、前記4で認定した意匠2と本願意匠との相違点1, 2について、創作が容易であるかについて検討する。

ア 相違点1について、証拠(乙9, 10)及び弁論の全趣旨によると、「卓上敷マット」を含むテーブル掛けなどの物品分野の当業者にとって、「卓上敷マット」の縦横比を必要に応じて適宜調整することはありふれた手法であると認められる。

したがって、意匠2の平面視略横長長方形の縦横比を本願意匠の縦横比に変更することについて、意匠の着想の新しさや独創性があるとはいえない。

イ 相違点2について、本願意匠と意匠2で用いられている編み糸の色彩自体に違いはなく、本願意匠の構成は、意匠2の構成から紫色の糸と赤色の糸の配置を入れ替えたにすぎないものである。また、証拠(乙9)及び弁論の全趣旨

によると、「卓上敷マット」を含むテーブル掛けなどの物品分野において、色彩を適宜変更することはよく見られる手法であると認められる。

そうすると、意匠2の5本の編み糸のうち、紫色の糸と赤色の糸の配置を入れ替えて本願意匠の構成にすることについて、意匠の着想の新しさや独創性があるとはいえない。

ウ 以上からすると、本願意匠は、意匠2の形態に基づいて、当業者において容易に創作できたものと認められる。

エ 原告は、本願意匠と意匠2との間には、縦横比や5本の編み糸の色彩といった、共通点を凌駕し得る非常に重要かつ大きな特徴的相違があるから、本願意匠と意匠2は非類似であり、意匠2の形態に基づいたとしても、本願意匠は、当業者において容易に創作できないと主張する。

しかし、前記1のとおり、意匠法3条2項は、公然知られたモチーフを基準として、当業者の立場からみた意匠の着想の新しさや独創性を問題とする規定であって、物品の意匠について一般需要者の立場からみた美感の類否を問題とする同条1項3号とは考え方の基礎を異にするものである。したがって、意匠法3条1項3号の類似性の判断と同条2項の創作容易性の判断とは必ずしも一致しないものである。そして、これまでに検討してきたところに照らすと、本願意匠と意匠2の相違点1、2は、いずれも「卓上敷マット」を含むテーブル掛けなどの物品分野の当業者であれば容易に創作できたものであるといえ、これに反する原告の主張を採用することはできない。

結 論

以上のとおり、原告の請求には理由がないから、これを棄却することとして、主文のとおり判決する。

【論 評】

1. この事件は、特許庁審査部における意匠法3条2項の適用の可否をめぐる事案であるところ、この規定は筆者にとっては平成10年改正法当時から特に関心の高い規定の一つであった。けだし、法3条2項においては、拒絶すべき出願意匠に対して引用できる意匠は、法3条1項における1号と2号のうち、1号に該当する意匠のみであり、2号に該当する意匠の引用を不可としているからである。にもかかわらず、多くの審決例でも判決例でも、その違いを全く無視又は無知した判断をしているのである。

2. そこで、本事件にあってはどうかを、まず特許庁における審決について見ると、引用している意匠1は（別紙1）からは発行日が不明なカタログ中の写真による「マット」であり、また引用意匠2は2002年8月26日に発行された意匠公報中の意匠登録第1150967号に係る「盆莫菫」である。

そして、審判では、全体を平面視略横長長方形のシート状にして、長手方向に多数敷かれた真菰が略等間隔の5本の糸で短手方向に編まれ、外周には細帯状の化粧縁布を設け、編み糸の色彩を平面視左から緑、紫、白、赤、黄の5色とし、

化粧縁布の模様には濃緑色の地に金色の亀甲模様が配され、その亀甲中央に金色の菱紋状模様を配した形態は、意匠2にあるとおりに出願前に公然知られている、と認定したのである。

そこで、本願意匠は引用意匠2の形態に基づいて、①全体の縦横比を調整し、②編み糸の色彩の順序を変更したものであるが、前者については、テーブル掛けなどの物品分野の当業者が、テーブル掛けの縦横比を若干調整することは容易であり、格別な創作性を見出すことはできないし、後者についても本願意匠の構成要素である編み糸の色彩を適宜変更することはありふれた手法であり、また両意匠の色彩が同じ5種類であることに変更はなく、意匠2の編み糸の配列に基づいて、編み糸の色彩を交換することは、特別な創作であるということとはできないと認定し、その結果、本願意匠は、「卓上敷マット」を含むテーブル掛けなどの物品分野の当業者が、引用意匠1と引用意匠2との形態に基づいて容易に創作することができたものである、と判断したのである。

また、自由な発想から問題解決を行うことを目的に、業種の垣根を越えた出会いがある見本市や展示会があることを根拠に、前記意匠2は、本願意匠の「出願前に公然知られている」ものであるから、当業者は意匠2と前記意匠1の各形態に基づいて容易に創作することができたもの、と特許庁は判断したのである。

3. これに対して知財高裁はどう解したかという点、まず意匠法3条2項を適用する場合について、古い最高裁の2つの判例（可攘伸縮ホース事件／帽子事件）を引用している。

しかしながら、この判例は平成10年改正意匠法下における事案に対するものではなく、昭和34年意匠法下の事案であり、規定が異なることを知財高裁は承知していないのだろうか。（牛木理一「意匠法の研究・四訂版」192頁 発明協会 1994年）前記2つの判例は、昭和34年法下のものであるところ、「広く知られた形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に基づいて意匠の創作をすることができたときは」と規定されていたのである。

したがって、本件において、前記二判例を本件裁判の前提事案として引用していることは間違いである。

4. ところで、創作容易性についての判断において、裁判所は、引用意匠1と引用意匠2の各形態を、本願意匠に係る「卓上敷マット」に転用することは、当業者にとっては、物品分野は異なるものの、意匠1から着想を得て、卓上敷マットに転用することは容易に想到することができたことであると説示しているが、物品は別異であっても、その用途、機能、材料等を総合的に考えれば、両事業者にとっては、同一メーカーが製作する同一の業界物品といえるのではないだろうか。そうであれば、「盆莫菴」と「卓上敷マット」とは類似物品と認められるから、両者の構成態様は酷似している以上、意匠法3条1項1号又は3号が適用されてよかつたのではないだろうか。

5. なお、余談であるが、現在、国会に提出されている意匠法の改正法案の中に

は法3条2項の規定があり、「公然知られ、頒布された刊行物に記載され、又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった形状等又は画像に基づいて」と、創作容易性の要件となる物件が増えていることをお知らせしておく。

ということは、逆に現行法制下においては、意匠公報や特許公報のような刊行物に記載された物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に基づいて創作した場合には、創作性ありと解することができるのである。

したがって、換言すれば、現行意匠法下にあつては、意匠公報等の刊行物を引用して法3条2項を適用することは、明らかに誤りで違法であるということになる。

そうすると、本事件において、裁判所が意匠法3条2項を適用して出願意匠を拒絶したことは、明らかに違法であることになるのである。

〔牛木 理一〕

(別紙1) [本願意匠] (意願2016-008920)

【意匠に係る物品】卓上敷マット

【意匠に係る物品の説明】本願意匠に係る物品は、略方形のシート形状であって、素材は真菰で形成されており、前後と両側には化粧縁布が被覆されると共に、真菰と直交方向に5色の糸が略等間隔で配設されている。

【意匠の説明】背面図は正面図と同一に表れるため省略する。また、左側側面図は右側側面図と対称に表れるため省略する。底面図は平面図と対称に表れるため省略する。

平面図



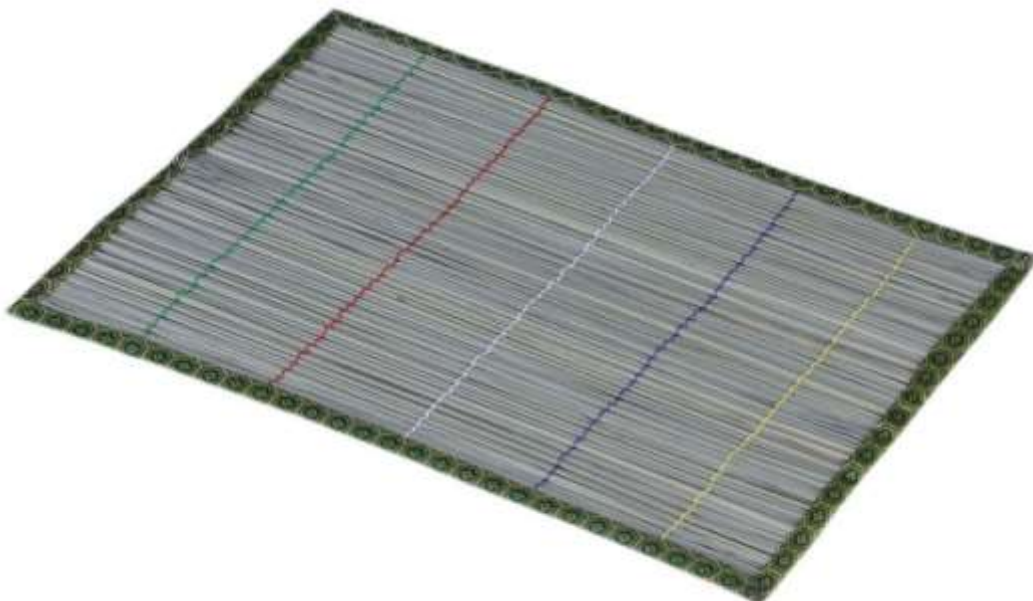
正面図



右側面図



参考斜視図



Search bar with "Go" button, navigation arrows, and date "2014 2015".



当店の盆提灯はすべて
伝統工芸品に指定される
「匠の技、岐阜提灯」です。
岐阜提灯は江戸時代からの水きに
わたり、和紙の産地であった。
岐阜美濃地方で受け継がれた。
伝統の職人技と意により磨きこ
まれた「伝統工芸品」として指定
される高松提灯です。
ひとつひとつ職人が心を込めて
匠の技で手作りする岐阜提灯は
又の名を「匠の技、岐阜提灯」



(別紙3)

意匠2

特許庁が平成14年(2002年)8月26日に発行した意匠公報記載意匠登録第1150968号

【意匠に係る物品】本願意匠の盆莫菴は、盆飾りを載せる、真菰をあんだ莫菴で、前後と両側面に化粧縁布を被せ、等間隔に5色の糸で真菰と直交方向に編んだ点に審美的特徴がある。

平面図



正面図



底面図



背面図



左側面図

右側面図



参考斜視図

